

定住自立圏形成協定の一部を 変更する協定書

平成25年12月16日

飯田市 豊丘村

定住自立圏の形成に関する協定書の一部を変更する協定書

飯田市（以下「甲」という。）及び豊丘村（以下「乙」という。）は、甲及び乙が平成21年7月14日に締結した定住自立圏の形成に関する協定について、次のとおりその一部を変更する協定を締結する。

定住自立圏の形成に関する協定書（平成21年7月14日締結）の一部を次のように変更する。

第3条各号列記以外の部分中「アからエまで」を「アからオまで」に改め、同条第1号に次のように加える。

オ 教育及び文化

図書館ネットワークシステムの構築

(7) 取組の内容

圏域に設置された図書館が提供するサービスを充実させるため、それぞれの図書館が所蔵する図書等の資料の情報を共有し、かつ、当該情報を利用することができる図書館ネットワークシステム（以下「図書館システム」という。）を構築し、及び運用する。

(イ) 甲の役割

- a 図書館システムを運用するために、必要なサーバー用の機器、ソフトウェア、ネットワーク機材等（以下これらを総称して「サーバー機器等」という。）を導入し、及びこれを管理する。
- b 甲の図書館において、図書館システムを運用するために必要な端末用の機器、ソフトウェア、ネットワーク機材、図書館システムへの接続用回線等（以下これらを総称して「端末機器等」という。）を導入し、及びこれを管理する。
- c 前bに係る必要な経費を負担するとともに、乙及び関係他町村と協議の上サーバー機器等の導入及び管理に必要な経費を負担する。
- d 甲が設置する図書館において図書館システムを運用するために、必要な事務を行う。

(ロ) 乙の役割

- a 乙の図書館において、端末機器等を導入し、及びこれを管理する。
- b 前aに係る必要な経費を負担するとともに、甲及び関係他町村と協議の上サーバー機器等の導入及び管理に必要な経費を負担する。
- c 乙が設置する図書館において図書館システムを運用するために、必要な事務を行う。

この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、甲乙が記名押印の上、それぞれ各1通を保有する。

平成25年12月16日

甲

飯田市大久保町2534番地
飯田市
飯田市長 牧野 光朗



乙

下伊那郡豊丘村大字神稲3120番地
豊丘村
豊丘村長 下平 喜隆

